

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
12月25日
(金曜日)

目次

○規則	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 (情報企画課)	一
	生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (厚政課)	一
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (健康増進課)	二
	身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害者支援課)	三
	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (こども家庭課)	四
	児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (こども家庭課)	五
○告示	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	七
	平成二十八年産麦類の指定種子生産ほ場の指定 (農業振興課)	〇
	保安林の指定 (森林整備課)	〇
	漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意 (団体指導室)	一
	土地収用法の規定に基づく事業の認定 (監理課)	二
	道路の区域の変更 (道路整備課)	二
	道路の供用の開始 (道路整備課)	三
	土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課)	三
	土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)	三
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課)	三
	土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)	三
	建築基準法第四十八条第十四項の規定による公開の意見の聴取 (建築指導課)	四
	建築基準法第四十八条第十四項の規定による公開の意見の聴取 (建築指導課)	四
○公告	山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産振興課)	四
	公共測量の実施 (監理課)	六

○選管告示

海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数

○公安委告示

犯罪被害者等早期援助団体の変更の届出



行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成十六年山口県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項第一号を次のように改める。

- 一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成十四年法律第五十三号) 第三条第一項に規定する署名用電子証明書

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十二号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (昭和五十八年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様在中

氏名	続柄	性別	生年月日	職業又は学校名及び学年	健康状態
	世帯主	男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		

を

「氏名個人番号 続柄 性別 生年月日 職業又は学校名及び学年 健康状態」

氏名	個人番号	続柄	性別	生年月日	職業又は学校名及び学年	健康状態
		世帯主	男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		

ご改め、同様式の注3

を4と5の2を3と4の1の次に次のように加える。

2 「個人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年山口県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「書類」の下に「（省令第二十條第二項ただし書に該当する場
合を除く。）」を加える。

第五条の二第二項を削る。
 第五条の三中「又は法第三十七條の二第一項の費用」及び「又は結核患者等」を削る。
 別表の備考一中「又は結核患者等」を削り、同様式二中「若しくは結核患者」、「若しくは当該結核患者」及び「又は当該結核患者」を削り、同様式四中「又は結核患者」を削る。

別記第四号様在中

「性別 生年月日 年 月 日」を

性別	生年月日	年	月	日
----	------	---	---	---

「性別 生年月日 年 月 日 個人番号」を

性別	生年月日	年	月	日	個人番号
----	------	---	---	---	------

「氏名 続柄」を

氏名	続柄
----	----

「氏名 続柄」を改め、同様式

氏名	続柄
個人番号	

の染付欄を2中「又は結核患者等」を削り、「書類」を「書類（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条第2項ただし書に該当する場合を除く。）」を改め、同添付書類4及び5中「又は結核患者等」を削り、同様式の注3を4と5の2を3と4の1の次に次のように加える。

2 「入院患者」欄、「結核患者」欄及び「保護者」欄の「個人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。

別記第三号様在中

入院患者	結核患者
入院患者	結核患者

を

別記第四号様在中

性別	生年月日	年	月	日
----	------	---	---	---

を

性別	生年月日	年	月	日
個人番号				

氏名 続柄

氏名	続柄
個人番号	

様式の注中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の記述のように加える。

「患者」欄及び「保護者」欄の「個人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十四号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年山口県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第53条第5号

氏名 生年月日 年 月 日

氏名 生年月日 年 月 日

注を回注一とし、回注二次のように加える。

2 「本人」欄の「個人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。

郵便番号 申請者住所氏名 局 番

郵便番号 申請者住所氏名 局 番

郵便番号 申請者住所氏名 局 番

再交付を受けようとする理由	1 障害程度に重大な変化が生じた。 2 新たな障害を有するに至った。
---------------	---------------------------------------

再交付を受けようとする理由	1 障害程度に重大な変化が生じた。 2 新たな障害を有するに至った。
備考	

4 回注三（第61）の注中2を3とし、1の次のように加える。

2 申請者の個人番号は、申請者が身体に障害のある者である場合にのみ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）を記入すること。

第53条第5号（第61）の注二次のように加える。

4 「備考」欄は、申請者が身体に障害のある者以外の者である場合にのみ、この申請に係る身体に障害のある者に係る個人番号を記入すること。

第53条第5号（第61）中「又はき損」を「又は毀損」とし、

郵便番号 申請者住所氏名 局 番

郵便番号
申請者住所氏名
(電話) 局 (番) 局
個人番号

再交付を受けようとする理由	1 亡失した。 2 き損した。
---------------	--------------------

再交付を受けようとする理由	1 亡失した。 2 毀損した。	備考
---------------	--------------------	----

め、同様式(その二)の添付書類中「をを損」を「を毀損」に改め、同様式(その二)の注中「その二」の次の次のように加える。

- 申請者の個人番号は、申請者が身体に障害のある者である場合にのみ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)を記入すること。

別記第五号様式(その二)の注中次のように加える。

- 「備考」欄は、申請者が身体に障害のある者以外の者である場合にのみ、この申請に係る身体に障害のある者に係る個人番号を記入すること。

郵便番号
返還者住所氏名
(電話) 局 (番) 局
返還者住所氏名
(電話) 局 (番) 局
個人番号

返還の理由	1 障害を有しなくなった。 2 死亡した。 3 障害程度に重大な変化が生じ、新たな障害を有するに至ったことにより、新たに身体障害者手帳の交付を受けた。
-------	---

返還の理由	1 障害を有しなくなった。 2 死亡した。 3 障害程度に重大な変化が生じ、又は新たな障害を有するに至ったことにより、新たに身体障害者手帳の交付を受けた。	備考
-------	---	----

め、同様式の注中「その二」の次の次のように加える。

- 返還者の個人番号は、返還者が身体に障害のある者である場合にのみ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)を記入すること。

別記第五号様式の注中次のように加える。

- 「備考」欄は、返還者が身体に障害のある者以外の者である場合にのみ、この返還に係る身体に障害のある者に係る個人番号を記入すること。

附則
この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 誠 政

山口県規則第七十五号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和四十一年山口県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の表中

年 月 日生	年 月 日生
年 月 日生	個人番号

改め、同様式の注に次のように加える。

3 「個人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をいじり公布する。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村 岡 隆 敏

山口県規則第七十六号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和五十年山口県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「書類」の「ロ」(「命令第二十二号規則第四項ただし書きを添へる場合を添へる」)を加える。

第二十五条の五第一項中「書類」の「ロ」(「命令第二十六号規則第三項ただし書きを添へる場合を添へる」)を加える。

別記第二十二号様式中

氏 名	続柄	生 日	性 別	職 業	課税の有無		備 考
					市町村民税	所得税	
	本人				有・無	有・無	
			男・女		有・無	有・無	
			男・女		有・無	有・無	
			男・女		有・無	有・無	
			男・女		有・無	有・無	
			男・女		有・無	有・無	

改め

氏 名	個人番号	続柄	生 日	性 別	職 業	課税の有無		備 考
						市町村民税	所得税	
		本人				有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	

改め

2 「個人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。

別記第二十三号様式中

氏 名	続柄	生 日	性 別	職業又は就労は状況	課税の有無		備 考
					市町村民税	所得税	
	本人				有・無	有・無	
			男・女		有・無	有・無	
			男・女		有・無	有・無	
			男・女		有・無	有・無	
			男・女		有・無	有・無	
			男・女		有・無	有・無	

改め

氏 名	個人番号	続柄	生 日	性 別	職業又は就労は状況	課税の有無		備 考
						市町村民税	所得税	
		本人				有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	

改め

同様式の注中を「1」の次に次のように改める。

2 「個人番号」欄は、申込者及びこの申込みに係る児童に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。

原田縣四十四町養育院

「
ふりがな
氏名」

--	--

を

「
ふりがな
氏名」

--	--

個人番号

--	--

を

「

氏名	性別	生年月日	続柄	職業	健康状態	備考

を

「

氏名	個人番号	性別	生年月日	続柄	職業	健康状態	備考

を

改め、同様法の添付書類の中で「第1条の36第1号」や「第1条の37第1号」記載の回覧式の注中を添付書類の次の次のように記入する。

2 「個人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。

原田縣四十四町養育院

「氏名」

「氏名 個人番号」

「氏名 続柄 性別 生年月日 職業 健康状態」

氏名	続柄	性別	生年月日	職業	健康状態

「氏名 個人番号 続柄 性別 生年月日 職業 健康状態」

氏名	個人番号	続柄	性別	生年月日	職業	健康状態

改め。 原記第五十一号様式の中

「氏名 続柄 生年月日 性別 職業又は就学状況 課税の有無 備考」

氏名	続柄	生年月日	性別	職業又は就学状況	課税の有無	備考
	本人				市町村民税	
			男・女		有・無	
			男・女		有・無	
			男・女		有・無	
			男・女		有・無	
			男・女		有・無	
			男・女		有・無	
			男・女		有・無	

「氏名 個人番号 続柄 生年月日 性別 職業又は就学状況 課税の有無 備考」

氏名	個人番号	続柄	生年月日	性別	職業又は就学状況	課税の有無	備考
		本人		男・女		市町村民税	
				男・女		有・無	
				男・女		有・無	
				男・女		有・無	
				男・女		有・無	
				男・女		有・無	
				男・女		有・無	
				男・女		有・無	

改め、同様式の注を回注1と2、回注に次のように加える。
 2 「個人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。
 附則
 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。



山口県告示第四百七十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年一月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

種 類	構 造		使 用 の 方 法		
	能 力	工 事 着 手 年 月 日 定 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定 間 隔 時 間 一 日 当 た り の 使 用 間 隔 変 動 の 概 要	
六八の二一 (四基)	(ℓ / 分) 三三〇	平成二八、一、二五	平成二九、三、三二	平成二九、四、一	断 続 八 時 間 変 動 な し
六八の二一 (三基)	(kg / 回) 一〇	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
六八の二一 (二基)	(m^3 / 回) 一七	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	(m^3 / 回) 三	〃	〃	〃	〃
〃	(m^3 / 回) 三	〃	〃	〃	〃
六八の二一	(m^3 / 回) 二	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	(m^3 / 回) 二	〃	〃	〃	〃
〃	(m^3 / 回) 二	〃	〃	〃	〃
〃	(m^3 / 回) 二	〃	〃	〃	〃

備考 「六八の二一」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十八号の二の病院で病床数が三〇〇以上であるものに設置される洗浄施設をい

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 医療法人社団宇部興産中央病院
住 所 宇部市大字西岐波七五〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 医療法人社団宇部興産中央病院
所在地 宇部市大字西岐波七五〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 間隔	一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	工事着手 予定日	工事完成 予定日	使用開始 予定日	種別	汚水等の汚染状態の値			汚水等の一日当たりの量 (m ³)													
											水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)														
し尿処理施設	鉄筋コンクリート	三九〇	長時間ばつ気・ 接触ばつ気	連続	二四時間	変動なし	(既)			六八の二一〇口	通過	七	一三〇	九〇	三五	六〇	三	三・五	二	二・二							
											常	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
											最	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
											大	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
											通過	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
											常	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
											最	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
											大	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
											通過	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
											常	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
											最	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
											大	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	処理前	処理後		
し尿処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	七	五・八	三三九・七三
	化学的酸素要求量 (mg/l)	一一四	一五〇	三七九・一五
〃	浮遊物質量 (mg/l)	二七五	二五〇	〃
	大腸菌群数 (個/cm)	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇	〃
〃	窒 素 (mg/l)	三三	二五	三・五
	磷 (mg/l)	九〇	三〇	六
〃	〃	〃	〃	〃

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常	最 大	
七	八・六	五・八	三四五・九七
〃	三・五	三	三九二・三五

山口県告示第四百七十五号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百一十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十八年産の麦類の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

市町名	面積(アール)
宇部市	三八一
山口市	九五八
防府市	一、九五〇
山陽小野田市	二四四

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第四百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保

安林を次のように指定する。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所

山口市阿東生雲東分字高浴八一の一、八一の二、八一の一七、阿東徳佐下字大原八三二、八三三、字石道原八三四、八四三の二、八四四の一、八四五から八五一まで、字平原八三七、字山吹一五八二、一五八三、三九八一の一、三九八二から三九八四まで、三九八六から三九八八まで、字石道原第壹三九九一、三九九二、三九九四から四〇〇〇まで、四〇〇三、四〇〇五から四〇〇九まで、四〇〇九第一、四〇一〇から四〇一八まで、字石道原第三 四〇六八の三

長門市油谷久富字原岡一九八の二四、字東長敷三三五の三から三三五の六まで、字西長敷三三六の一、字牛地三四〇の二から三四〇の六まで、三隅上字銭神一〇一三六の五、字中尾台一〇三九六、字七曲一〇五一の一の五、字日尾一〇五一の一の二〇、字毛無谷一〇七五一の四
- 二 指定の目的

水源の涵養
- 三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 山口市阿東徳佐下字大原八三三・八三三・字石道原八四六・八四八から八五一まで・字山吹三九八二・三九八三・字石道原第巻三九九一・三九九四(以上一筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

- 下関市大字阿内字フスヘキ九三六の九二
 萩市大字中小川字正地山七九五・七九六・七九八(次の図に示す部分に限る。)、
 八〇〇、八〇二から八〇四まで、一四八八、三一五一、三一五二、三一五四(次の図に示す部分に限る。)、四二八五、字正地山中三二八六、三一八七、大字須佐字郷四郎坂一五〇六、一五一六、一五一七、字埴畑一五一九から一五二三まで、字下中畑一五二五、字上中畑一五六一、一五六二、字錨石一七三四の三、一七三五、字百町田一七四二の一、一七四二の二、一七四三から一七四五まで、字小道埴一七四六の一、字小道三一六五の四、三一六五の七、三一六五の八、三一六五の一七、三一六五の九、三一七二、三一七八、三一八九、字紺屋田三二六八の一、三一七一の一、字郷惣中畑尻三一七二の一、三一七二の二、字トヤノ浴三一七四の一、字家ノ上三一七五、三一七七、三二九四、字トヤ平三一七六、字小道登り立三一七八、字塔ヶ浴三一九一の一、三一九一の二、字小道家ノ上三一九二の一、字平田三一九五の二、三一九五の一〇、三一九五の二二
 長門市油谷久富字原岡二九八の七、三隅上字着一〇一三六の六、字大焼一〇一三六の三四、一〇一三六の三五
 阿武郡阿武町大字惣郷字新宮一〇〇八三の九〇、大字宇田字神宮一〇九五五の三八
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 萩市大字中小川字正地山七九五・七九八・三一五一・三一五四・大字須佐字家ノ上三一七七(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百七十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があつたと認めたと。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
越ヶ浜区域			総トン数十五トン以上二十トン未満の漁船により、主としてえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
通区域			大型定置網漁業及び籠を使用してはいがいをとることを目的とする漁業
川棚区域			総トン数十トン以上の漁船により、釣り又はえ縄を使用して営む漁業のうち、主としてえ縄を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業以外の漁業
			総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業

山口県告示第四百七十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 起業者の名称
山口市
- 二 事業の種類
山口市佐山地域交流センター建替事業及び山口市消防団川西方面隊佐山分団消防車庫建替事業
- 三 起業地
 - (一) 収用の部分
山口市佐山字河内神、字河内神東及び字南河内神地内
 - (二) 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
 - (一) 法第二十条第一号関係
山口市佐山地域交流センター建替事業及び山口市消防団川西方面隊佐山分団消防車庫建替事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第十九号、第三十一号及び第三十二号に掲げる施設に関するものである。
 - (二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である山口市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
 - (三) 法第二十条第三号関係
ア 本件事業の施行により得られる利益は、山口市の事務を円滑に処理するとともに市民活動、自治会の活動等による地域づくり及び生涯学習を展開するための施設を整備することにより、地域住民の利便性の向上及び福祉の増進が図られること並びに消防の用に供する自動車、資材、機材等を保管するための施設を整備することにより地域住民の安全の確保が図られることである。
イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境

に与える影響は軽微なものであると考えられる。

- ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。
- エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、山口市の事務を円滑に処理するとともに市民活動、自治会の活動等による地域づくり及び生涯学習を展開するための施設を整備することにより地域住民の利便性の向上及び福祉の増進を図り、並びに消防の用に供する自動車、資材、機材等を保管するための施設を整備することにより地域住民の安全の確保を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

山口市地域振興部協働推進課

山口県告示第四百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 宇部防府線
道路の区域

区 間	旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山口市秋穂東字下畠田六二六〇の二 地先から	旧	最狭 最広		

同市秋穂東字上潮田六二三〇の三 地先及び 山口市秋穂東字上潮田六二三〇の三 地先から 同市秋穂東字東山六五五六の一 地先 まで		
新		
最狭 五〇・〇〇	最狭 一四・〇〇	最狭 八六・〇〇
五三八・二	一一八・九	
県道山口秋穂線 の道路の区域 (重用) 道路改良工事の 完了による。		

山口県告示第四百八十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 宇部防府線	山口市秋穂東字上潮田六二三〇の三 地先から 同市秋穂東字東山六五五六の一 地先まで	平成二十七年十二 月二十六日

山口県告示第四百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
豊田町浮石(一)(17)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
豊田町浮石(一)(17)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第二十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
豊田町浮石(一)(17)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
豊田町浮石(一)(17)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十四項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

意見の聴取の理由

意見の聴取の
期日 山口県知事 村岡 嗣 政
場所 意見の聴取の

第一種中高層住居専用区域内の山陽小野田市
大字西高泊字神田五二三の一において物品販売
業を営む店舗を新築することについて
平成二十八年一月 鳥帽子岩自治会館
十二日(火曜日)
午後六時



(三七三) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 - (一) 基本理念
 - 1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
 - 2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。
 - (二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理
 - 1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。
 - 2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(二) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十七年及び平成二十八年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少なく認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

なお、まさば及びごまさばの平成二十八年七月から平成二十九年六月までの期間に係る数量は、当該期間が開始する前までに定める。

区分	期 間	数 量
ま あ じ	平成二十七年一月から同年十二月まで	五、〇〇〇トン
	平成二十八年一月から同年十二月まで	五、〇〇〇トン
まさば及びごまさば	平成二十七年七月から平成二十八年六月まで	若干
	平成二十八年七月から平成二十九年六月まで	未定

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十七年及び平成二十八年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。
また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採 捕 の 種 類	数 量	
		平成二十七年	平成二十八年
ま あ じ	中型まき網漁業	四、〇〇〇トン	四、〇〇〇トン
	小型まき網漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
	すくい網漁業	若干	若干
〃	定置漁業権に基づく定置漁業（以下、「大型定置漁業」という。）	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか
 大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十七年及び平成二十八年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期 間	量(隻日)
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十七年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
		瀬戸内海	平成二十七年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成二十八年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
		周防灘	平成二十七年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十七年及び平成二十八年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期 間	量(隻日)

さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成二十七年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
		周防灘	平成二十七年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びひけた網漁業に限る。)	周防灘	平成二十八年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
		周防灘	平成二十七年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を進める。

(三七四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
- 公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域

三 下関市
 作業の期間
 平成二十七年十二月二十一日から平成二十八年一月二十九日まで



山口県選挙管理委員会告示第九十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十七年十二月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

海 区 名
 山口県日本海海区 三分の一の数
 山口県瀬戸内海海区 一、三六五
 一、六七六



山口県公安委員会告示第五十九号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）第三條第一項の規定により、一般社団法人山口被害者支援センターから次のとおり変更の届出があつた。

平成二十七年十二月二十五日

山口県公安委員会

名 称	変更事項	内 容	変更年月日
	変更前後		
公益社団法人山口被害者支援センター		一般社団法人山口被害者支援センター	平成二十八年一月四日

平成二十七年十二月二十五日
発行

発行所

山口県知事庁